

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年10月22日
【計算期間】	第6期(自平成26年1月23日 至平成26年7月22日)
【ファンド名】	東京海上・為替参照利回り変動型ファンド2011-07
【発行者名】	東京海上アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大場 昭義
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	尾崎 正幸
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目3番1号
【電話番号】	03 - 3212 - 8421
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、安定した収益の確保を目的として安定運用を行います。

基本的性格

当ファンドは、単位型投信 / 海外 / その他資産（通貨） / 特殊型（条件付運用型）に属します。

当ファンドの商品分類表および属性区分表は、以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
追加型投信	内外	不動産投信	特殊型 (条件付運用型)
		その他資産 (通貨)	
		資産複合	

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
株式 一般	年1回	グローバル	ブル・ベア型
大型株	年2回	日本	
中小型株	年4回	北米	
債券	年6回 (隔月)	欧州	条件付運用型
一般	年12回 (毎月)	アジア	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型
公債	日々	オセアニア	
社債	その他	中南米	
その他債券	()	アフリカ	
クレジット属性 ()		中近東 (中東)	その他 ()
不動産投信		エマージング	
その他資産 ()			
資産複合 ()			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、ユーロ円建債券を主要投資対象とするため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「債券・その他債券」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「その他資産（通貨）」とは分類・区分が異なります。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

商品分類の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
--------	----	----	---------------------------------

	大型株	目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	中小型株	目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
	公債	目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	格付等クレジットによる属性	目論見書または投資信託約款において、上記債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記債券に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記します。
不動産投信		目論見書または投資信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
その他資産		目論見書または投資信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
資産複合	資産配分固定型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
	資産配分変更型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
決算頻度	年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回(隔月)	目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回(毎月)	目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	北米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	目論見書または投資信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	TOPIX	目論見書または投資信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。

ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
その他型	目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

信託金の限度額

当ファンドは、500億円を上限として募集を行いました。

ファンドの特色

- 1** 当ファンドは、米ドル円為替レート^{*1}の水準によってクーポンレートが決定されるしくみを持つ単一のユーロ円建債券^{*2}（以下、円建債券といいます。）に投資し、安定した収益の確保を目的として安定運用を行います。設定日から約5年後の満期償還時の償還価額について、元本1万口当たり10,105円の確保を目指します。（途中換金時には元本は確保されません）

ファンドが主要投資対象とする円建債券の満期償還価格には上限があり、原則として、あらかじめ定められた満期償還価格にて満期償還します。

投資する債券の発行体などの信用状況の変化などによっては、元本を割り込むことがあります。

*1 原則として午後3時（東京時間）においてロイター・ページ「JPNU」に表示されている米ドル円為替相場（1米ドルに対する円の価値）の仲値（売値と買値の平均値）とします。

*2 外国市場で発行される円建ての債券です。



円建債券について

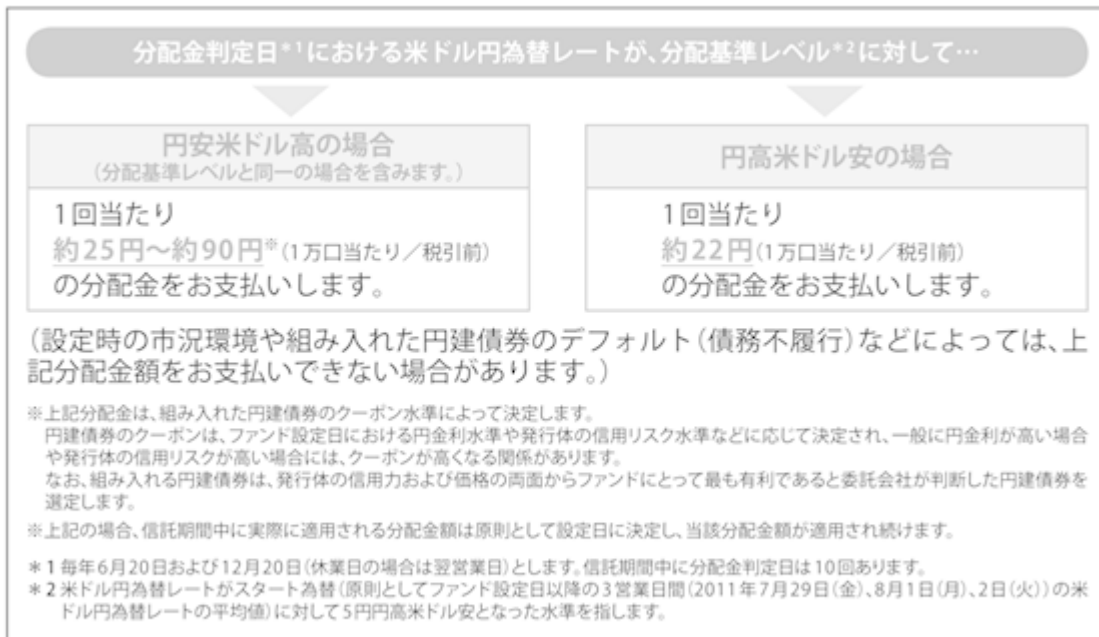
- ◆ 米ドル円為替レートの水準によってクーポンレートが決定されるしくみを持つ債券です。
- ◆ 原則として、設定日においてA格相当以上の格付けを有する発行体が発行する円建債券、同等以上の格付けを有する金融機関が保証を与える発行体が発行する円建債券もしくは同等以上の格付けを有する金融機関が保証を与える円建債券です。
- ◆ 組み入れる円建債券は、発行体の信用力および価格の両面からファンドにとって最も有利な条件であると委託会社が判断した円建債券を選定します。
- ◆ 発行体の候補には、SGAソシエテ ジェネラル アクセプトランスN.V.、クレディ・アグリコル・シーアイビー・フィナンサーズ・リミテッド、シティグループ・ファンディング・インク、バンク・オブ・アメリカ・コーポレーション、モルガン・スタンレー、ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシーなどがあります。

※なお、必ずしもこれら発行体に決定するとは限らず、他の発行体になる可能性もあります。決定した円建債券の発行体は、委託会社が販売会社を通じて書面にて皆様にご報告します。

当ファンドは、償還時の元本確保を目指すものであり、元本が保証されているものではありません。

2 原則として毎年2回、分配金^{※3}をお支払いします。

※3 満期償還日における償還価額には、直前の分配金判定日における米ドル円為替レートにより決定した分配金相当額が含まれます。



※上記は、2011年6月3日現在の市況環境に基づいた試算です。分配金額(分配金相当額を含みます。以下同じ。)の水準は原則として設定日に決定します。詳細は、後記「商品の仕組み」をご確認ください。

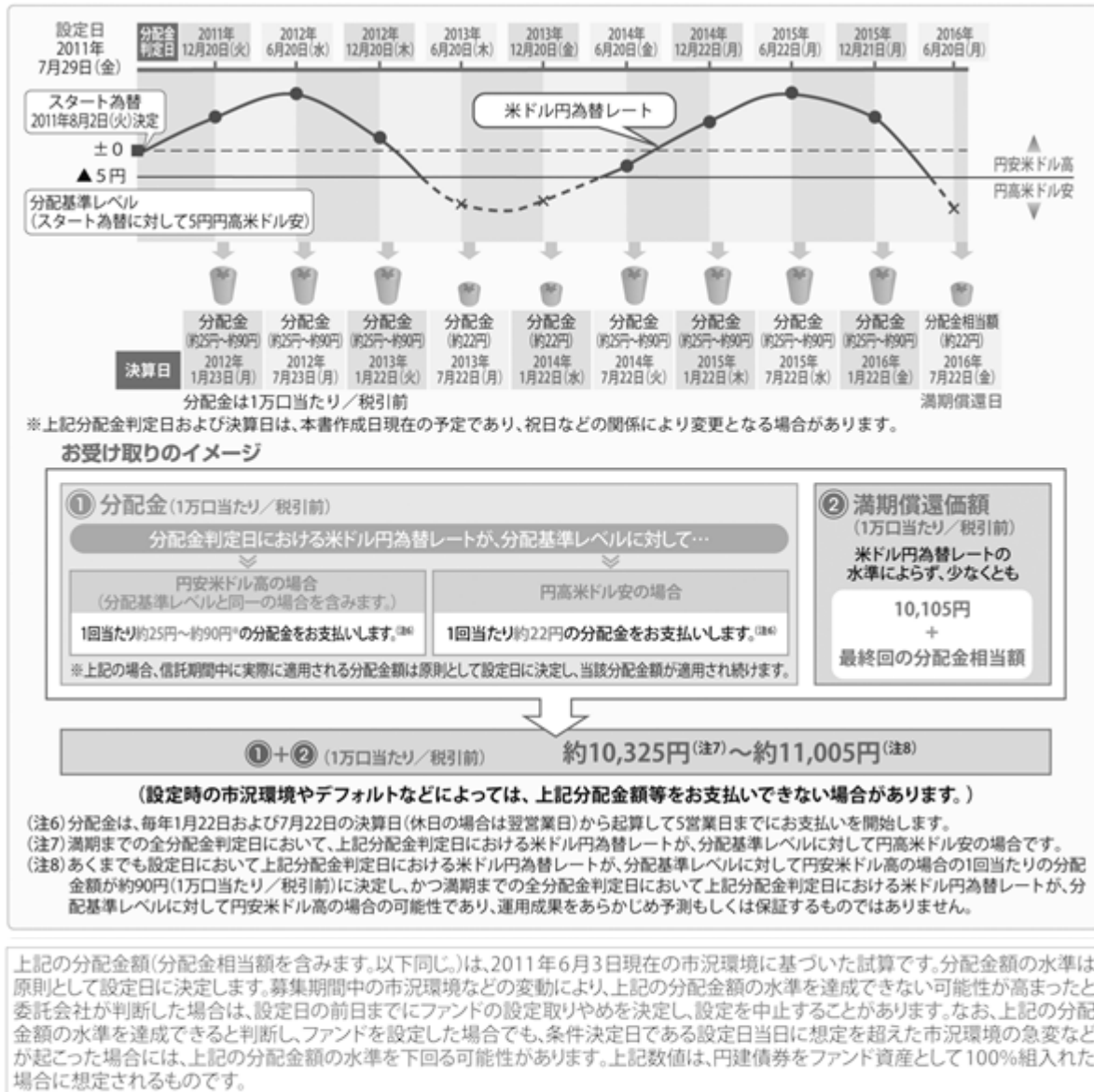
募集期間中の市況環境などの変動により、上記の分配金額の水準を達成できない可能性が高まったと委託会社が判断した場合は、設定日の前日までにファンドの設定取りやめを決定し、設定を中止することがあります。なお、上記の分配金額の水準を達成できると判断し、ファンドを設定した場合でも、条件決定日である設定日当日に想定を超えた市況環境の急変などが起こった場合には、上記の分配金額の水準を下回る可能性があります。設定日に決定した分配金額の水準は、委託会社が販売会社を通じて書面にて受益者の皆様にご報告します。

資金動向および市況動向などによっては、上記のような運用ができない場合があります。

商品の仕組み

分配金額判定の仕組み

- 毎年2回分配金額^(注1)を判定します(年2回判定)。
 - 分配金判定日^(注2)における米ドル円為替レート^(注3)が、分配基準レベル^(注4)より円安米ドル高の場合(分配基準レベルと同一の場合を含みます。)は、当該判定日直後の決算日に約25円～約90円(1万口当たり/税引前)の分配金をお支払いします。
 - 分配金判定日における米ドル円為替レートが、分配基準レベルより円高米ドル安の場合は、当該判定日直後の決算日に約22円(1万口当たり/税引前)の分配金をお支払いします。
- (注1) 満期償還時の分配金相当額を含みます。分配金相当額は、満期償還価額の一部としてお支払いします。
 (注2) 分配金判定日: 毎年6月20日および12月20日(休業日の場合は翌営業日)とします。信託期間中に分配金判定日は10回あります。
 (注3) 米ドル円為替レート: 原則として午後3時(東京時間)においてロイター・ページ「JPNU」に表示される米ドル円為替相場(1米ドルに対する円の価値)の仲値(売値と買値の平均値)とします。
 (注4) 分配基準レベル: 米ドル円為替レートがスタート為替^(注5)に対して5円円高米ドル安となった水準を指します。
 (注5) スタート為替: 原則としてファンド設定日以降の3営業日間(2011年7月29日(金)、8月1日(月)、2日(火))の米ドル円為替レートの平均値とします。小数点以下第4位を四捨五入して、小数点以下第3位まで算出します。
- 分配金額の判定のイメージは下図の通りです。
- 下記のイメージ図は、米ドル円為替レートとスタート為替および分配金等の関係を理解していただくために記載したもので、実際の米ドル円為替レートおよび分配金等を表すものではありません。



分配金額の水準および円建債券の発行体などは以下のとおり決定し、受益者の皆様にご報告しています。

「分配基準レベル」72.525円

「分配金額の水準」円安米ドル高の場合：70円、円高米ドル安の場合：22円

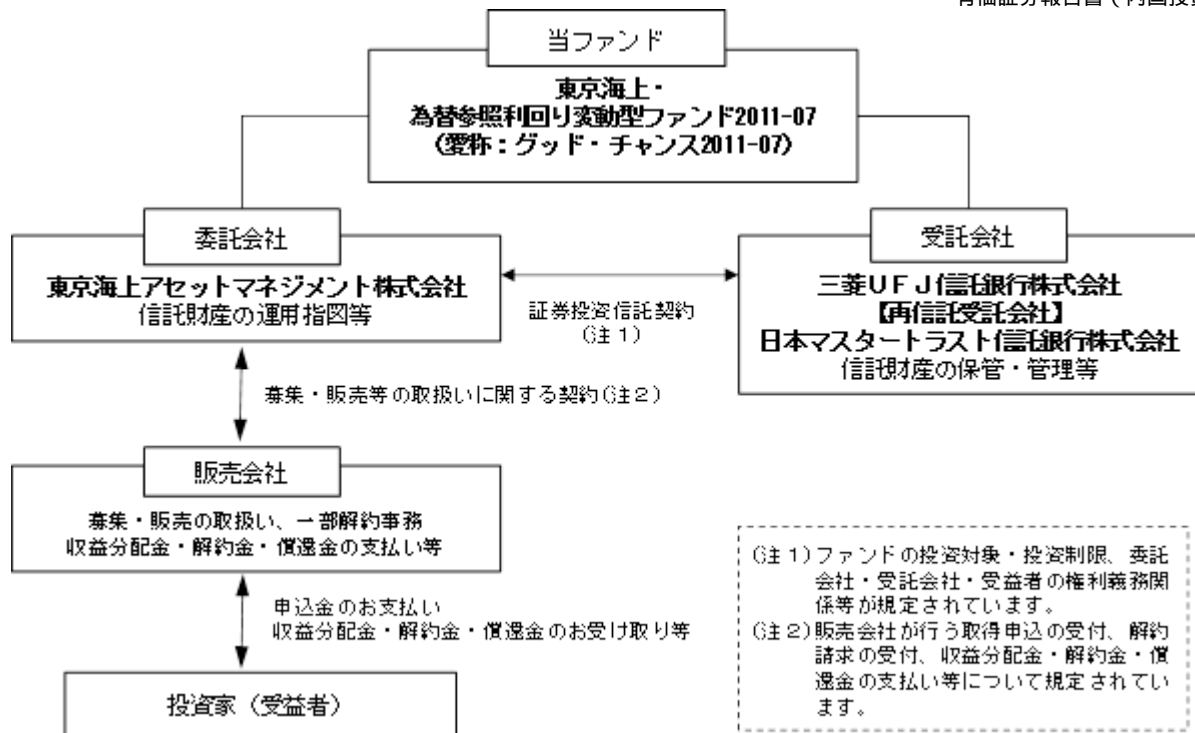
「円建債券の発行体」ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー

(2)【ファンドの沿革】

平成23年7月29日 ファンドの設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社の概況

- ・名称 東京海上アセットマネジメント株式会社
- ・資本金の額 20億円（平成26年8月末日現在）
- ・会社の沿革
 - 昭和60年12月 東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立
 - 昭和62年2月 投資顧問業者として登録
 - 同年6月 投資一任業務認可取得
 - 平成3年4月 国内および海外年金の運用受託を開始
 - 平成10年5月 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得
 - 平成19年9月 金融商品取引業者として登録
 - 平成26年4月 東京海上アセットマネジメント株式会社に社名変更

・大株主の状況（平成26年8月末日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	38,300株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

1. 基本方針

当ファンドは、安定した収益の確保を目的として安定運用を行います。

2. 運用方法

(1) 主要投資対象

当ファンドのために特別に発行されたユーロ円建債券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

当ファンドは、主に米ドル円為替レート の水準によってクーポンレートが決定される仕組みを持つ単一のユーロ円建債券に投資し、安定した収益の確保を目的として安定運用を行います。信託契約締結日から約5年後の満期償還時の償還価額について、元本1万口当たり10,105円の確保を目指します。

：原則として午後3時（東京時間）における米ドル円為替相場の仲値とします。

当ファンドが投資対象とするユーロ円建債券は、以下の通りとします。

- ・原則として、設定日においてA格相当以上の格付けを有する発行体が発行するユーロ円建債券、同等以上の格付けを有する金融機関が保証を与える発行体が発行するユーロ円建債券もしくは同等以上の格付けを有する金融機関が保証を与えるユーロ円建債券です。
- ・当ファンドの信託期間内に償還し、米ドル円為替レートの水準に応じて、クーポンレートが決定される仕組みを有するものとします。

毎決算時の収益分配金額¹は、原則として直前の分配金判定日²における米ドル円為替レートにより決定します。

- ・分配金判定日における米ドル円為替レートが、分配基準レベル³より円安米ドル高の場合(分配基準レベルと同一の場合を含みます。)は、当該判定日直後の決算日に約25円～約90円(1万口当たり/税引前)の分配金のお支払いを目指します。
- ・分配金判定日における米ドル円為替レートが、分配基準レベルより円高米ドル安の場合は、当該判定日直後の決算日に約22円(1万口当たり/税引前)の分配金のお支払いを目指します。
 - 1：満期償還日における償還価額には、直前の分配金判定日における米ドル円為替レートにより決定した分配金相当額が含まれます。
 - 2：原則として、毎年6月20日および12月20日(休業日の場合は翌営業日)とします。
 - 3：米ドル円為替レートがスタート為替⁴に対して5円円高米ドル安となった水準です。
 - 4：原則として、当ファンド設定日以降の3営業日間(平成23年7月29日、8月1日、2日)の米ドル円為替レートの平均値とします。

原則としてユーロ円建債券の組入比率は高位とし、組入れたユーロ円建債券の銘柄の入れ替えは行わないことを基本とします。ただし、組入れた銘柄の発行体格付けが著しく劣化した場合等には、委託会社の判断で、当該ユーロ円建債券を途中売却することがあります。大量の解約が生じたとき、市況の急激な変化が予想されるとき、ファンドの資金事情ならびにファンドの規模等によっては上記のような運用ができない場合があります。

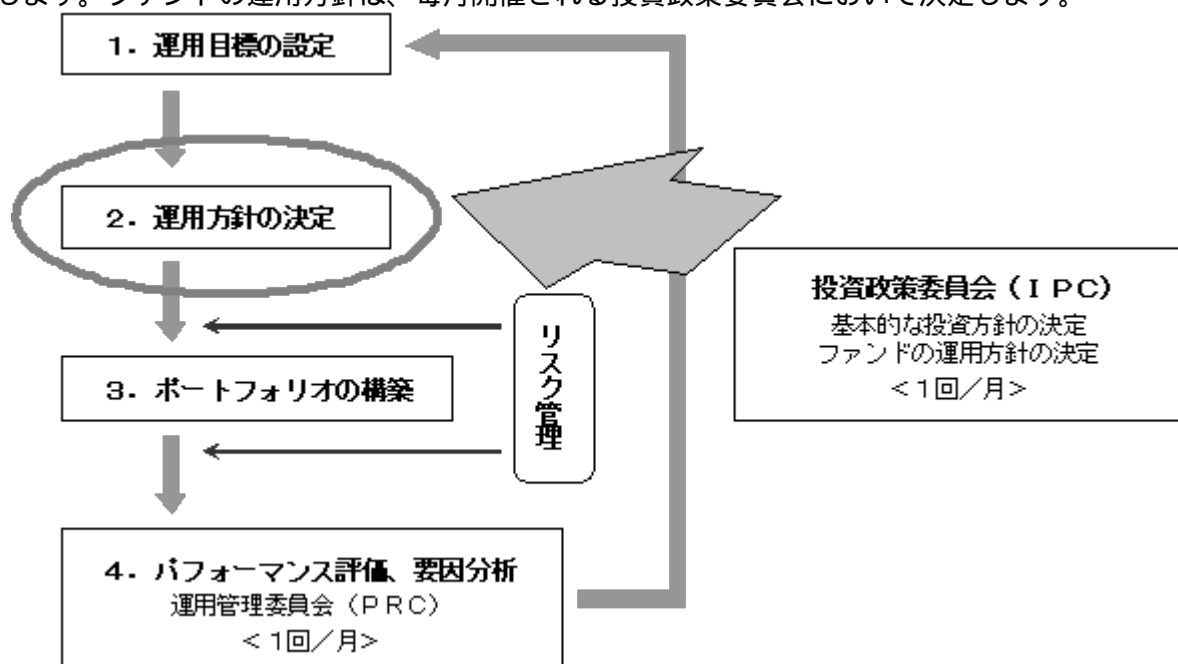
(2)【投資対象】

1. 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - (1) 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - 有価証券
 - デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限りません。)
 - 金銭債権(に掲げるものに該当するものを除きます。)
 - 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
 - (2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - 為替手形
2. 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
 - (1) 転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得した株券および新株引受権証書
 - (2) 国債証券
 - (3) 地方債証券
 - (4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - (5) 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
 - (6) 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - (7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 - (8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 - (9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 - (10) コマーシャル・ペーパー
 - (11) 新株引受権証券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)
 - (12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(1)から(11)までの証券または証書の性質を有するもの

- (13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- (14) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- (15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- (16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
- (17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- (18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- (20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- (21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- (22) 外国の者に対する権利で上記(21)の有価証券の性質を有するもの
- なお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券、(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
3. 委託会社は、信託金を、上記2.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形
- (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (6) 外国の者に対する権利で上記(5)の権利の性質を有するもの
4. 上記2.の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用は、投資方針に基づき当ファンドのために特別に発行されたユーロ円建債券に投資します。ファンドの運用方針は、毎月開催される投資政策委員会において決定します。



当ファンドは運用戦略部（6名）が社内規則である「投資運用業に係る業務運営規程」に基づき運用を担当します。

運用におけるリスク管理は、運用管理室（5名）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会（管理本部長を委員長に、運用・営業・商品企画など

ファンド運用に関係する各部長が参加)において投資行動の評価が行われます。(リスク管理についての詳細は、「3 投資リスク」の「3.管理体制」をご参照ください)

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会(運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加)において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

(上記の体制や人員等については、平成26年9月1日現在)

(4)【分配方針】

年2回(原則として、1月および7月の各22日、休業日の場合は翌営業日)決算を行い、毎決算時に、原則として以下の通り収益分配を行う方針です。

分配対象額は、元本超過額または経費等控除後の配当等収益のいずれが多い額とし、収益分配金額は、原則として直前の分配金判定日の米ドル円為替レートの水準に応じて委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、目標とする収益分配金額の水準を下回ることもまたは収益分配を行わないこともあります。なお、収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

信託期間中の収益の分配は、収益分配可能額の範囲内で、収益分配方針にしたがって行います。

収益分配可能額は、毎計算期間の末日において、諸経費()、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、収益分配前の信託財産の純資産総額に応じ、次に掲げる額とします。

a. 当該純資産総額が当該元本額以上の場合には、当該元本超過額、または信託財産に属する配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)から、諸経費()、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額ならびに計算期間中の一部解約価額にかかる配当等収益に相当する額を控除した額のいずれが多い額

b. 当該純資産総額が当該元本額に満たない場合には、信託財産に属する配当等収益から、諸経費()、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額ならびに計算期間中の一部解約価額にかかる配当等収益に相当する額を控除した額

() 諸経費とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用(消費税等相当額を含みます。)ならびに受託会社の立替えた立替金の利息をいいます。

分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。)に、お支払いします。

(5)【投資制限】

運用の基本方針に基づく制限(約款別紙「運用の基本方針」)

a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。(ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合には限ります。)

b. 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

c. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

d. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(取引所()に上場し、かつ当該取引所において常時売却可能な投資信託証券、また既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

() 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます(以下、本書において同じ。)

e. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

f. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

g. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

投資する株式等の範囲(約款第17条)

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引(約款第19条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

先物取引等(約款第20条)

- a. 委託会社は、日本国内の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
- b. 委託会社は、日本国内の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引(約款第21条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引(約款第22条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

有価証券の貸付(約款第23条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - ・株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ・公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 上記a.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入の指図を行うものとします。

有価証券の空売(約款第24条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記「有価証券の借入」の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

有価証券の借入(約款第25条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a.の借入の指図は、当該借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記a.の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

特別な場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第26条)

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引(約款第27条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記a.の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により上記b.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入(約款第34条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

1. 投資リスク

当ファンドは、主にユーロ円建債券など値動きのある証券を投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

なお、当ファンドは、満期償還時までご投資いただくことを前提として設計しておりますので、信託期間中の換金による売買差益の追求等には適してありません。

当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

(1) 償還時に元本が確保されないリスク

信用リスク

当ファンドが組み入れたユーロ円建債券の発行体や保証を与える金融機関がデフォルト(債務不履行)となった場合、当ファンドの償還時に元本が確保されないリスクがあり、大きな損失を被るこ

とがあります。また、ユーロ円建債券の発行体や保証を与える金融機関の格付けが著しく劣化した場合等には、委託会社の判断で、当該ユーロ円建債券を途中売却することがあります。当該ユーロ円建債券を途中売却した場合には、当ファンドの償還時に元本が確保されない可能性があります。

制度変更などに関わるリスク

法令・税制・会計方法の変更等により、ユーロ円建債券が早期償還となった場合等には、当ファンドの償還時に元本が確保されない可能性があります。

(2) 信託期間中の基準価額変動リスク

価格変動リスク

当ファンドが主要投資対象とするユーロ円建債券には、米ドル円為替レートが円高米ドル安にすんだ場合、金利の上昇、当該ユーロ円建債券の発行体や保証を与える金融機関の財務状況の悪化等により価格が値下がりするリスクがあります。当該ユーロ円建債券の価格が値下がりした場合、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク

一般的に、公社債や短期金融商品等の発行体や保証を与える金融機関にデフォルトが生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、当ファンドが組み入れたユーロ円建債券の発行体や保証を与える金融機関の信用状況が悪化した場合、ユーロ円建債券の価格も下落する傾向があり、基準価額が下落する要因となります。

銘柄集中リスク

一般的な投資信託は複数の投資対象に投資するため分散投資効果がありますが、当ファンドは単一のユーロ円建債券にほぼ全額投資するものであり、分散投資されないため、当該ユーロ円建債券の発行体や保証を与える金融機関にデフォルトが発生した場合、投資資産を回収できなくなるおそれがあります。このような場合、当該ファンドの基準価額は大幅に下落し、大きな損失を被ることがあります。

為替変動リスク

当ファンドが組み入れるユーロ円建債券は、米ドル円為替レートの水準によってクーポンレートが決定される仕組みを持つため、米ドル円為替レートの変動の影響を受けます。米ドル円為替レートが、円高米ドル安方向にすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、当ファンドが組み入れたユーロ円建債券を売却することで解約資金の手当てを行います。その際、ユーロ円建債券の市場において流動性が低い場合は、直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあり、基準価額が下落する要因となります。また、組み入れたユーロ円建債券の発行体や保証を与える金融機関の信用リスクが顕在化した場合等には、当該ユーロ円建債券の一部売却ができなくなり、そのために換金の受け付けを中止することや、基準価額が下落する可能性があります。

途中換金時のリスク

当ファンドは、満期償還時において日本円建てでの投資元本の確保を目指すものであり、途中換金時には元本は確保されていません。組み入れたユーロ円建債券の価格は円金利、その他の市場環境等の影響を受けて変動するため、途中換金時には当初の投資元本を下回り、損失が生じることがあります。

2. その他の留意事項

(1) 一般的な留意事項

投資信託は、その商品性格から次の特徴をご理解のうえご購入ください。

- ・投資信託は株式・公社債などの値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。
- ・投資信託は金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。
- ・投資信託は保険契約および預金ではありません。
- ・投資信託は保険契約者保護機構の補償対象契約ではありません。
- ・投資信託は預金保険の対象ではありません。
- ・登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- ・当ファンドには、換金申込にあたって、申込受付日に制限があります。
- ・当ファンドは、投資するユーロ円建債券の性質上、円安米ドル高時の基準価額および償還価額に上限があり、大幅に円安米ドル高となった場合であっても、そのメリットを十分に享受できません。
 - < 信託期間中 > 信託期間中の基準価額は、組入ユーロ円建債券の部分売却が可能である価格(時価)を基に算出します。大幅に円安米ドル高となった場合でも、投資元本(1万口当たり10,000円)を下回る可能性があります。
 - < 満期償還時 > 満期償還価額は、1万口当たり10,105円+分配金相当額(税引前)を超えて上昇することは原則としてありません。

- ・ 市況環境等の変動により、目標とする分配金額の水準を達成できない可能性が高まった場合、募集金額が10億円に満たない場合は、当ファンドの設定を中止する場合があります。
- ・ ユーロ円建債券の信用状況の悪化等があり債券を全て売却したことにより運用の基本方針に沿った運用ができなくなった場合、またはユーロ円建債券が法令・税制等の改正により早期償還となった場合は信託を終了させます。
- ・ 信託期間中に大口解約が発生した場合、大口解約が発生した計算期間の分配金額が、分配金判定日に決定する分配金額を下回ることがあります。これは、一般社団法人投資信託協会の規則に則って分配可能額を計算することにより発生する事象で、収益金額が不足しているわけではありません。この場合、決定した分配金額を下回った金額については、当ファンドの償還まで信託財産内に留保されることとなり、償還金等を合わせると、決定した分配金額を下回らなかった場合と同じ金額をお受け取りいただくことができます。
- ・ 当ファンドは、主に米ドル円為替レートの水準によってクーポンレートが決定される仕組みを持つ単一のユーロ円建債券を投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組入れたユーロ円建債券の値動きや発行者の信用状況の変化等の影響により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。
- ・ 委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

(2) 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

(3) その他の留意点

取得申込者から販売会社に申込代金が支払われた場合であっても、販売会社より委託会社に対して申込代金の払込が現実になされるまでは、当ファンドも委託会社もいかなる責任も負わず、かつその後、受託会社に払込がなされるまでは、取得申込者は受益権および受益権に付随するいかなる権利も取得しません。

一部解約金、収益分配金および償還金の支払は全て販売会社を通じて行われます。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売(申込代金の預り等を含みます。)について責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。

受託会社は、委託会社に収益分配金、一部解約金および償還金を委託会社の指定する預金口座等へ払い込んだ後は、受益者に対し、それらを支払う責任を負いません。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

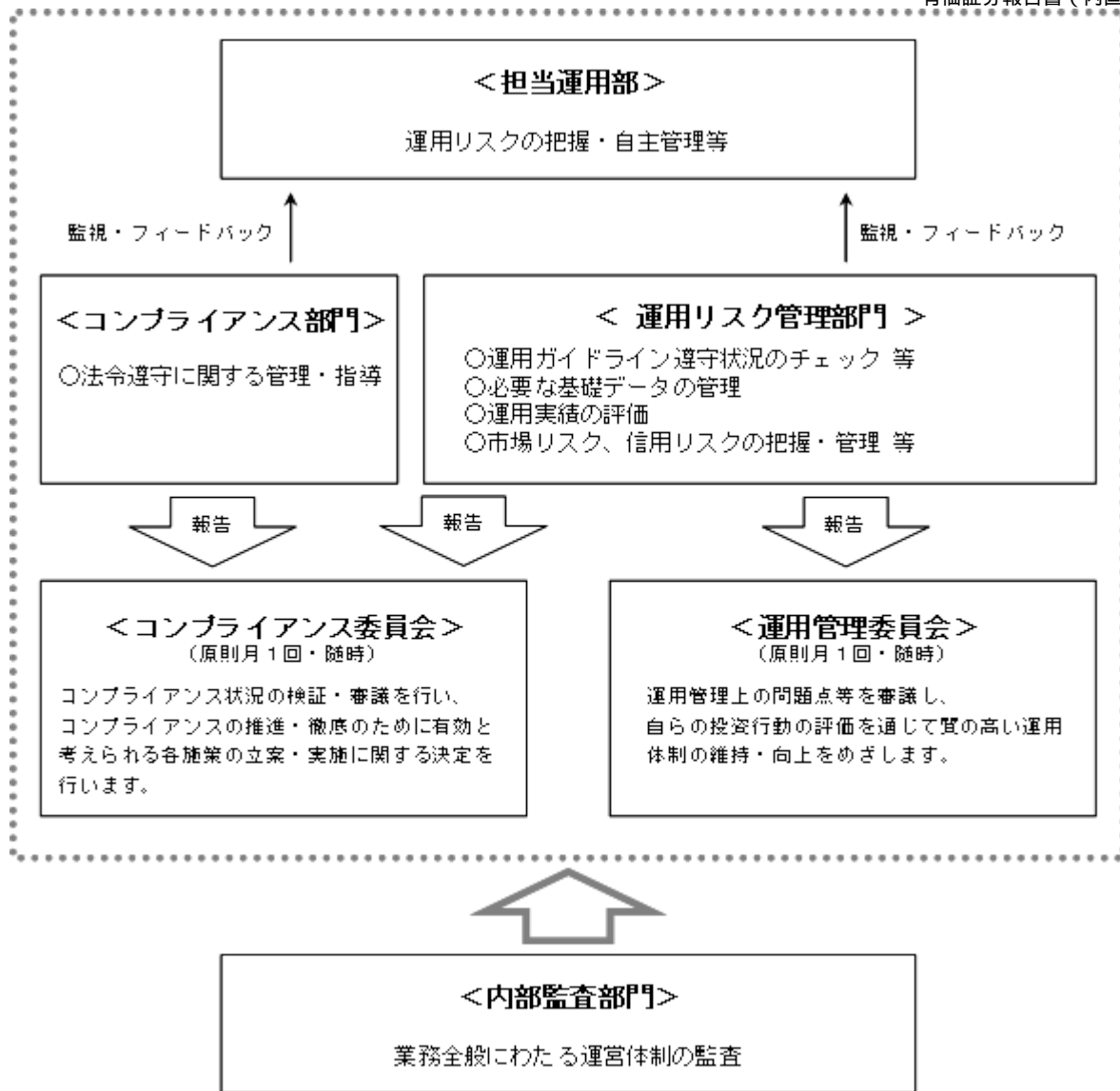
3. 管理体制

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。

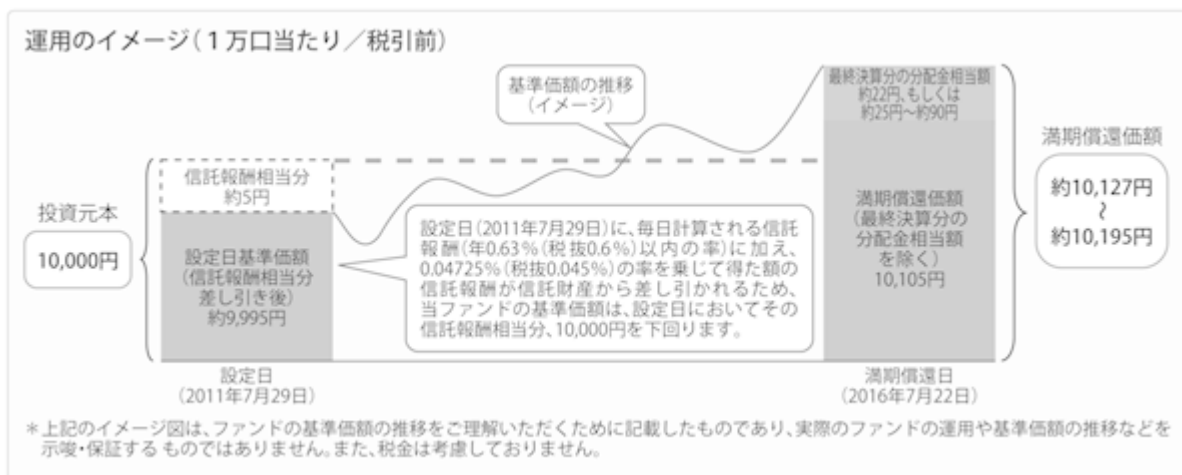
法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。

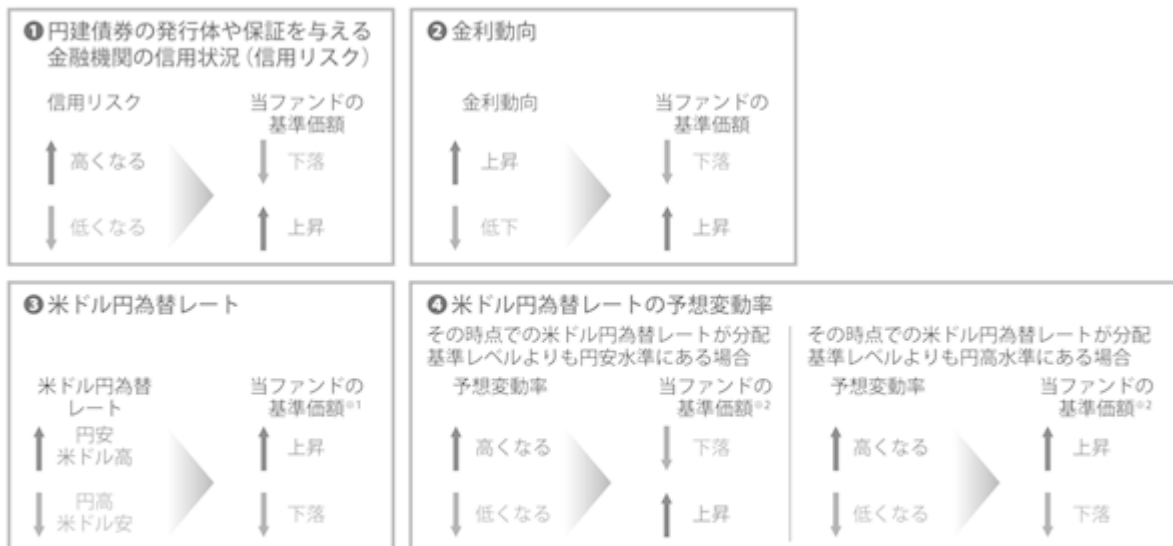
<リスク管理体制>



追加的記載事項



円建債券の主な価格変動要因と当ファンドの基準価額の値動きイメージ



※1 円建債券の性質上、米ドル円為替レートの変動による基準価額の上昇および下落は限定的なものとなります。

※2 円建債券の性質上、予想変動率の変動による基準価額の上昇および下落は限定的なものとなります。

*上記は、ファンドが主要投資対象とする円建債券の主な価格変動要因とファンドの基準価額の値動きイメージをご理解いただくために記載したものです。

*円建債券の価格変動要因は、上記に限定されるものではありません。また、円建債券の価格は複数の要因の組み合わせにより変動しますので、必ずしも上記の通りにならない場合があります。

途中換金時の想定損失率について

当ファンドの投資対象である円建債券は、円金利、米ドル円為替レートなどの金融指標の変動により、価格が変動しますので、ファンドの基準価額は変動します。また、当ファンドは償還時の元本確保を目指しますが、途中換金時には、その時点での換金価額が適用されるため、投資元本を割込むおそれがあります。

2001年5月末から10年間の金融指標の変動に基づく最悪シナリオ（設定日直後の1日で、過去10年の金融指標の変動率のうち、最も大きな金利上昇と米ドル円為替レートの最も大きな円高米ドル安への変動が同時に起こったとするシミュレーション）を前提とした基準価額の想定損失率は約12.14%であるため、基準価額で約8,786円、換金価額で約8,699円*まで下落すると想定されます。（発行体の信用力の変化は、最悪シナリオに含まれていません。）

また、上記はあくまでも過去10年間の金融指標の動きを基に算出したものであり、将来の損失率をこれに限定するものではありません。記載された最悪シナリオに発行体の信用リスクも含めた場合、さらに想定損失率を超えた損失を被ることが想定され、基準価額の最低額を保証するものではありません。

*信託財産留保額1%控除後の金額です。

上記の想定損失率は、2011年6月3日現在の市況環境を基に委託会社が試算したものです。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

発行価格に1.05%（税抜1%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。申込手数料には、消費税等が含まれます。

(2)【換金（解約）手数料】

換金時（解約時）の手数料はありません。

ただし、解約時の解約価額は、解約申込受付日（原則として、毎年1月16日、4月16日、7月16日および10月16日、当日が休業日の場合には翌営業日）の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に1%の率を乗じて得た額）を差し引いた価額となります。

(3)【信託報酬等】

委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は設定日に計算されるa.の額と、計算期間を通じて毎日計算されるb.の額の合計額となります。a.の額については、当初設定時の元本総額に対し、以下の信託報酬率を乗じて得た額を信託財産中から支弁しました。また、b.の額については、当日の元本総額に対し、以下の信託報酬率を乗じて得た額を毎計算期末、ならびに信託契約の一部解約または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。

信託報酬の配分については以下の通りです。

	委託会社	販売会社	受託会社
a.	-	-	0.04725% (税抜0.045%)

b.	年率0.2916% (税抜0.27%)	年率0.0756% (税抜0.07%)	-
----	------------------------	------------------------	---

なお、確定前の信託報酬の総額および配分の記載については、以下のとおりです。

委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は設定日に計算されるa.の額と、計算期間を通じて毎日計算されるb.の額の合計額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

a. 信託財産の当初設定時元本総額に対し、0.04725% (税抜0.045%) の率を乗じて得た額

b. 当日の信託財産の元本総額に対し、年0.63% (税抜0.6%) 以内の率を乗じて得た額

b.の信託報酬の率および配分については、スタート為替と合せて、確定後に、委託会社が販売会社を通じて書面にて受益者の皆様にご報告いたします。

の信託報酬(消費税等相当額を含みます。)は、a.については当初設定時に信託財産中から支弁し、b.については、毎計算期末に毎計算期末の受益権口数に対応する金額を、ならびに信託契約の一部解約または信託終了のときに、当該一部解約または信託終了にかかる受益権口数に対応する金額を、信託財産中から支弁します。

信託報酬の配分については以下の通りとします。

	委託会社	販売会社	受託会社
a.	-	-	0.04725% (税抜0.045%)
b.	年0.42%以内 (税抜0.4%以内)	年0.21%以内 (税抜0.2%以内)	-

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税および信託事務等に要する諸費用(消費税等相当額を含みます。)ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用、外国における資産の保管等に要する費用等(全て消費税等相当額を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として資金借入れの指図を行った場合、借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

その他の手数料等については実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)から(4)の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者たる個人または内国法人である受益者に対する課税については、株式投資信託として以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。また、以下は一般的な記載に過ぎませんので、課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認ください。

< 個人の受益者に対する課税 >

収益分配金については、20.315% (所得税15.315%、地方税5%) の税率による源泉徴収が行われます。申告不要制度の適用がありますが、総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。いずれの場合も配当控除の適用はありません。申告分離課税を選択した場合の税率は、20.315% (所得税15.315%、地方税5%) となります。

解約時および償還時の譲渡益(解約時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益)は、その全額が譲渡所得等の金額とみなされ課税が行われます。譲渡所得等については、20.315% (所得税15.315%、地方税5%) の税率による申告分離課税が適用されます(特定口座(源泉徴収選択口座)での取扱いも可能です。)

なお、解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の譲渡益については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

< 法人の受益者に対する課税 >

収益分配金ならびに解約時および償還時の元本超過額については、15.315%の税率による所得税の源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。
なお、益金不算入制度の適用はありません。

5【運用状況】

以下は平成26年8月29日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	地域	時価合計(円)	投資比率(%)
社債券	イギリス	6,337,451,352	98.70
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)		83,076,445	1.29
合計(純資産総額)		6,420,527,797	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a. 主要銘柄の明細

順位	銘柄名	地域	種類	利率	償還期限	額面	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
							単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	FX Linked Note 20160705	イギリス	社債券	0.0	2016/07/05	6,491,960,000	99.95	6,488,714,020	97.62	6,337,451,352	98.70

b. 投資有価証券の種類

種類	投資比率(%)
社債券	98.70
合計	98.70

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1計算期間末	(平成24年 1月23日)	6,429	6,479	0.8980	0.9050
第2計算期間末	(平成24年 7月23日)	6,811	6,861	0.9540	0.9610
第3計算期間末	(平成25年 1月22日)	6,883	6,931	1.0064	1.0134
第4計算期間末	(平成25年 7月22日)	6,587	6,634	0.9850	0.9920
第5計算期間末	(平成26年 1月22日)	6,492	6,538	0.9843	0.9913
第6計算期間末	(平成26年 7月22日)	6,418	6,463	0.9887	0.9957
	平成25年 8月末日	6,591	-	0.9856	-
	9月末日	6,581	-	0.9841	-
	10月末日	6,559	-	0.9880	-
	11月末日	6,577	-	0.9908	-

12月末日	6,577	-	0.9915	-
平成26年 1月末日	6,484	-	0.9832	-
2月末日	6,484	-	0.9831	-
3月末日	6,498	-	0.9853	-
4月末日	6,489	-	0.9889	-
5月末日	6,511	-	0.9923	-
6月末日	6,524	-	0.9943	-
7月末日	6,423	-	0.9895	-
8月末日	6,420	-	0.9890	-

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	平成23年 7月29日～平成24年 1月23日	0.0070
第2計算期間	平成24年 1月24日～平成24年 7月23日	0.0070
第3計算期間	平成24年 7月24日～平成25年 1月22日	0.0070
第4計算期間	平成25年 1月23日～平成25年 7月22日	0.0070
第5計算期間	平成25年 7月23日～平成26年 1月22日	0.0070
第6計算期間	平成26年 1月23日～平成26年 7月22日	0.0070

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）（分配付）
第1計算期間	平成23年 7月29日～平成24年 1月23日	9.5
第2計算期間	平成24年 1月24日～平成24年 7月23日	7.0
第3計算期間	平成24年 7月24日～平成25年 1月22日	6.2
第4計算期間	平成25年 1月23日～平成25年 7月22日	1.4
第5計算期間	平成25年 7月23日～平成26年 1月22日	0.6
第6計算期間	平成26年 1月23日～平成26年 7月22日	1.2

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数 （口）	解約口数 （口）	発行済み口数 （口）
第1計算期間	平成23年 7月29日～平成24年 1月23日	7,189,178,015	29,823,359	7,159,354,656
第2計算期間	平成24年 1月24日～平成24年 7月23日		19,156,361	7,140,198,295
第3計算期間	平成24年 7月24日～平成25年 1月22日		300,628,420	6,839,569,875
第4計算期間	平成25年 1月23日～平成25年 7月22日		151,965,118	6,687,604,757
第5計算期間	平成25年 7月23日～平成26年 1月22日		91,713,715	6,595,891,042
第6計算期間	平成26年 1月23日～平成26年 7月22日		103,934,126	6,491,956,916

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

平成23年7月13日から平成23年7月27日までの各営業日に、受益権の募集が行われました。

なお、募集期間中の申込（販売）手続等については、以下のとおりです。

a. 申込期間：平成23年7月13日から平成23年7月27日まで

上記申込期間中の毎営業日にお申込みを受け付けます。

- b. 申込単位は、10万円以上1円単位または10万口以上1口単位で販売会社が別に定める単位とします。
- c. 受益権の取得申込価額は、1口当たり1円です。
- d. 申込手数料は、発行価格に1.05%（税抜1%）の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- e. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

2【換金（解約）手続等】

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行請求（解約請求）の方法によりご換金の請求を行うことができます。
- b. ご換金のお申込みは販売会社で受け付けます。なお、販売会社の買取りによるご換金の請求については、販売会社にお問い合わせください。
- c. 解約請求による換金のお申込みは、原則として、信託期間中の1月16日、4月16日、7月16日および10月16日（当日が休業日の場合には翌営業日）を解約申込受付日として、行うことができます。お申込みは、解約申込受付日の7営業日前から3営業日前までの間に受け付けます。ただし、平成23年10月および平成28年7月にかかる換金のお申込みの受付を行いません。
- d. 上記c.にかかわらず、受益者（受益者死亡の場合はその相続人）は、次の事由による場合には、委託会社にその請求日の3営業日後を解約申込受付日とする解約請求をすることができます。
 - ・受益者が死亡したとき
 - ・受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
 - ・受益者が破産手続開始の決定を受けたとき
 - ・受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
 - ・その他前各号に準ずる事由があるものとして委託会社が認めるとき
- e. 上記c.およびd.にかかわらず、解約申込受付日が東京、ニューヨークおよびロンドンのいずれかにおいて、商業銀行または外国為替市場が支払決済、または外国為替取引および外国通貨預金を含む一般業務を行わない日に該当する場合は解約申込受付は行わず、その翌営業日を解約申込受付日とします。
- f. 解約単位は、1口以上1口単位で販売会社が別に定める単位とします。
- g. 解約請求のお申込みの受付は、原則として午後3時までとします。
- h. 解約時の価額（解約価額）は、解約申込受付日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に1%の率を乗じて得た額）を差し引いた価額とします。
- i. 解約価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクにお問い合わせることにより知ることができます。

委託会社のお問い合わせ先（委託会社サービスデスク）
東京海上アセットマネジメント サービスデスク
0120-712-016（土日祝日・年末年始を除く9時～17時）
- j. 解約にかかる手数料はありません。
- k. 解約代金は、原則として解約申込受付日から起算して5営業日目から、お支払いします。
- l. 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、組入れたユーロ円建債券の換金ができなくなった場合、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよび既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。
- m. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
- n. 受益者が解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請が行われ、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- o. 信託財産の受益権にかかる最終受益者から解約請求があった場合には、その請求を受け付けず、信託を終了させます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- a. 基準価額とは、受益権1口当たりの純資産価額（純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額）をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

- b. 純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約に基づく予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主要投資対象資産の評価方法>

対象	評価方法
公社債等	原則として、以下のいずれかの価額で評価します。 a. 日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） b. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） c. 価格情報会社の提供する価額

- c. 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

原則として、平成23年7月29日から平成28年7月22日までとします。ただし、後記「(5)その他 信託の終了（繰上償還）」に該当する場合には、信託を終了させることがあります。

信託財産の受益権にかかる最終受益者から一部解約の実行の請求があった場合には、信託を終了させます。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年1月23日から7月22日まで、7月23日から翌年1月22日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日（ ）を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。

（ ）法令により、これと異なる日を計算期間の末日と定めている場合には、法令にしたがいます。

(5) 【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 委託会社は、信託期間中において、主要投資対象であるユーロ円建債券の発行体等の信用状況の著しい悪化もしくは債務不履行等があり当該ユーロ円建債券を全て売却し、当ファンドの運用の基本方針に沿った運用ができなくなる様な場合または当該ユーロ円建債券が法令あるいは税制の変更等により早期償還となる場合等真にやむを得ない事情が生じた場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 上記c.の書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下d.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 上記c.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 上記c.からe.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよびb.の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c.からe.までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

- g. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- h. 上記g.の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「信託約款の変更」b.の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- i. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- j. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a.の事項(上記a.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者(委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a.からf.までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

関係会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

運用報告書

毎決算後および償還時に、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は、知れている受益者に対して、販売会社から、あらかじめお申し出いただいたご住所にお届けします。なお、期間中に行った信託約款の変更等のうち、委託会社が重要と判断した事項については、運用報告書に記載します。

平成26年12月以降は、以下の内容に変更する予定です。

- a. 毎決算時および償還時に、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、知れている受益者に対して、販売会社から、あらかじめお申し出いただいたご住所にお届けします。
- b. 委託会社は、運用報告書(全体版)を作成し、委託会社のホームページ(<http://www.tokiomarineam.co.jp/>)に掲載します。
- c. 上記a.およびb.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合は、交付します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(<http://www.tokiomarineam.co.jp/>)に掲載します。

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

平成26年12月1日付の法令改正に伴い、下記の内容の約款変更を行う予定です。

書面決議を要する併合手続きの見直し

投資信託の併合において、受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合は、重大な約款の変更等に該当しないものとし、書面決議の手続きを不要とします。

書面決議における受益者数要件の撤廃

書面決議において、受益者数の要件(議決権を行使することができる受益者の半数以上の多数)を撤廃します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、議決権、受益者集会に関する権利は有しません。

収益分配金の請求権

収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。)に、お支払いします。ただし、受益者が収益分配金について、上記に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金の請求権

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日)から起算して5営業日まで)から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。)にお支払いします。ただし、受益者が償還金について、上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行請求の方法により、換金を請求することができます。詳細は上記「2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第6期計算期間(平成26年1月23日から平成26年7月22日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

東京海上・為替参照利回り変動型ファンド2011-07

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第5期 [平成26年 1月22日現在]	第6期 [平成26年 7月22日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	101,525,611	178,066,498
社債券	6,448,151,840	6,366,665,172
未収利息	147	222
その他未収収益	571,162	-
流動資産合計	6,550,248,760	6,544,731,892
資産合計	6,550,248,760	6,544,731,892
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	46,171,237	45,443,698
未払解約金	-	69,013,424
未払委託者報酬	11,870,401	11,819,824
流動負債合計	58,041,638	126,276,946
負債合計	58,041,638	126,276,946
純資産の部		
元本等		
元本	1 6,595,891,042	1 6,491,956,916
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2 103,683,920	2 73,501,970
（分配準備積立金）	-	-
元本等合計	6,492,207,122	6,418,454,946
純資産合計	6,492,207,122	6,418,454,946
負債純資産合計	6,550,248,760	6,544,731,892

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第5期		第6期	
	自 平成25年 7月23日 至 平成26年 1月22日		自 平成26年 1月23日 至 平成26年 7月22日	
営業収益				
受取利息	65,963,261		65,154,141	
有価証券売買等損益	13,280,901		20,239,828	
その他収益	571,162		566,840	
営業収益合計	53,253,522		85,960,809	
営業費用				
委託者報酬	11,985,160		11,847,824	
その他費用	314,913		309,863	
営業費用合計	12,300,073		12,157,687	
営業利益又は営業損失()	40,953,449		73,803,122	
経常利益又は経常損失()	40,953,449		73,803,122	
当期純利益又は当期純損失()	40,953,449		73,803,122	
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	-		-	
期首剰余金又は期首欠損金()	100,293,858		103,683,920	
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,827,726		1,822,526	
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,827,726		1,822,526	
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-		-	
剰余金減少額又は欠損金増加額	-		-	
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-		-	
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-		-	
分配金	1 46,171,237		1 45,443,698	
期末剰余金又は期末欠損金()	103,683,920		73,501,970	

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第6期	
	自 平成26年 1月23日	至 平成26年 7月22日
有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第5期	第6期
	[平成26年 1月22日現在]	[平成26年 7月22日現在]
1. 1 設定年月日	平成23年7月29日	平成23年7月29日
設定元本額	7,189,178,015円	7,189,178,015円
期首元本額	6,687,604,757円	6,595,891,042円
元本残存率	91.7%	90.3%
2. 1 計算期間末日における受益権の総数	6,595,891,042口	6,491,956,916口
3. 2 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は103,683,920円であります。	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は73,501,970円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第5期	第6期
自 平成25年 7月23日 至 平成26年 1月22日	自 平成26年 1月23日 至 平成26年 7月22日
1 分配金の計算過程 計算期間末における当ファンドの利息等収益額（66,534,423円）から経費（12,300,073円）を控除した額（54,234,350円）に、期末の受益権口数（6,595,891,042口）を乗じて期中の平均受益権口数（6,662,319,581口）で除することにより分配可能額は53,693,591円（1万口当たり81.40円）であり、うち46,171,237円（1万口当たり70円）を分配金額としております。	1 分配金の計算過程 計算期間末における当ファンドの利息等収益額（65,720,981円）から経費（12,157,687円）を控除した額（53,563,294円）に、期末の受益権口数（6,491,956,916口）を乗じて期中の平均受益権口数（6,578,941,954口）で除することにより分配可能額は52,855,094円（1万口当たり81.41円）であり、うち45,443,698円（1万口当たり70円）を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区 分	第5期	第6期
	自 平成25年 7月23日 至 平成26年 1月22日	自 平成26年 1月23日 至 平成26年 7月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左

2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。貸借対照表に計上している社債券の全額は、同一銘柄に投資されており、信用リスクが集中しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

・金融商品の時価等に関する事項

区 分	第5期 [平成26年 1月22日現在]	第6期 [平成26年 7月22日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	---	----

(有価証券に関する注記)

第5期(自平成25年7月23日 至平成26年1月22日)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
社債券	11,366,771
合計	11,366,771

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第6期(自平成26年1月23日 至平成26年7月22日)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
社債券	22,401,362
合計	22,401,362

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

第5期 [平成26年 1月22日現在]		第6期 [平成26年 7月22日現在]	
1口当たり純資産額	0.9843円	1口当たり純資産額	0.9887円
(1万口当たり純資産額)	9,843円)	(1万口当たり純資産額)	9,887円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	FX Linked Note 20160705	6,491,960,000	6,366,665,172	
社債券 合計		6,491,960,000	6,366,665,172	
合計		6,491,960,000	6,366,665,172	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成26年8月29日現在

種類	金額
資産総額	6,423,009,587 円
負債総額	2,481,790 円
純資産総額（ - ）	6,420,527,797 円
発行済数量	6,491,956,916 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.9890 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者に対する特典

特典はありません。

3. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

4. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）にお支払いします。

7. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

平成26年8月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。

委託会社業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

投資信託の投資運用の意思決定プロセスは以下の通りです。

運用本部で運用計画案、収益分配方針案等の運用の基本方針案を作成します。

運用の基本方針は、運用本部長を委員長とする投資政策委員会で投資環境見通し等をふまえて決定されます。

決定された運用の基本方針に基づき、具体的運用計画を策定し、運用を行います。

売買の執行はトレーディング部が行います。

運用部門とは独立した管理部門にて運用評価、ガイドライン遵守状況のチェックを行い、管理本部長を委員長とし運用管理室を事務局とする運用管理委員会に結果報告します。

運用管理委員会から投資政策委員会へ運用評価、ガイドライン遵守状況がフィードバックされ次の基本方針決定に生かされます。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成26年8月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次の通りです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	1	2,253
追加型株式投資信託	134	1,913,043
単位型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	13	60,571
合計	148	1,975,868

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、第29期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

	第28期 （平成25年3月31日現在）		第29期 （平成26年3月31日現在）	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		6,753,091		9,147,830
前払費用		134,096		110,882
未収委託者報酬		1,616,237		1,825,261
未収収益		2,117,109		2,410,705
未収入金		153,977		132,243
繰延税金資産		189,883		208,535
その他の流動資産		6,634		11,587
流動資産計		10,971,029		13,847,047
固定資産				
有形固定資産	* 1	217,693	* 1	199,065
建物		122,475		105,672
器具備品		95,217		93,392
無形固定資産		3,144		3,144
電話加入権		3,144		3,144
投資その他の資産		815,403		774,095
投資有価証券		19,427		30,243
関係会社株式		254,342		254,342
その他の関係会社有価証券		31,200		31,200
長期前払費用		95,530		48,053
敷金		291,959		285,857
繰延税金資産		122,944		124,399
固定資産計		1,036,240		976,305
資産合計		12,007,270		14,823,352
負債の部				
流動負債				
預り金		30,099		36,310
未払金	* 2	1,569,259	* 2	1,745,028
未払手数料		454,177		539,966
その他未払金		1,115,081		1,205,062
未払費用		57,434		145,394
未払消費税等		85,291		140,244
未払法人税等		596,000		1,220,000

前受収益	317,700	219,617
賞与引当金	191,919	185,444
その他の流動負債	-	36
流動負債計	2,847,704	3,692,077
固定負債		
退職給付引当金	137,928	141,238
役員退職慰労引当金	31,080	37,360
固定負債計	169,008	178,598
負債合計	3,016,712	3,870,676
純資産の部		
株主資本	8,989,342	10,950,867
資本金	2,000,000	2,000,000
利益剰余金	6,989,342	8,950,867
利益準備金	443,612	500,000
その他利益剰余金	6,545,729	8,450,867
繰越利益剰余金	6,545,729	8,450,867
評価・換算差額等	1,215	1,809
その他有価証券評価差額金	1,215	1,809
純資産合計	8,990,558	10,952,676
負債・純資産合計	12,007,270	14,823,352

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	6,959,798	8,728,983
運用受託報酬	6,585,557	8,079,569
投資助言報酬	20,963	27,854
その他営業収益	1,992	1,992
営業収益計	13,568,311	16,838,399
営業費用		
支払手数料	2,732,478	3,649,922
広告宣伝費	133,560	127,570
公告費	2,244	1,190
調査費	3,642,781	4,624,666
調査費	1,160,919	1,225,688
委託調査費	* 1 2,481,861	* 1 3,398,978
委託計算費	82,588	80,546
営業雑経費	128,344	137,868
通信費	28,568	27,421
印刷費	72,899	80,551
協会費	16,766	18,158
諸会費	4,213	4,933
図書費	5,896	6,803
営業費用計	6,721,997	8,621,765
一般管理費		
給料	2,441,088	2,408,504
役員報酬	69,444	71,508
給料・手当	* 1 1,755,780	* 1 1,711,651

賞与	615,864	625,344
交際費	7,417	9,497
旅費交通費	99,221	92,774
租税公課	44,567	52,979
不動産賃借料	343,381	258,391
役員退職慰労引当金繰入	5,820	6,280
退職給付費用	70,091	70,577
賞与引当金繰入	191,919	185,444
固定資産減価償却費	91,309	70,972
法定福利費	395,650	401,660
福利厚生費	7,867	7,620
諸経費	408,719	398,379
一般管理費計	4,107,055	3,963,083
営業利益	2,739,259	4,253,550
営業外収益		
受取利息	1,151	1,356
受取配当金	* 1 145,322	* 1 200,127
匿名組合投資利益	-	* 1 166,010
雑益	2,410	6,766
営業外収益計	148,885	374,260
営業外費用		
雑損	46,933	58,781
営業外費用計	46,933	58,781
経常利益	2,841,210	4,569,030
特別損失		
建物除却損	-	427
器具備品除却損	911	-
特別損失計	911	427
税引前当期純利益	2,840,299	4,568,603
法人税、住民税及び事業税	1,041,220	1,719,728
法人税等調整額	1,076	20,436
法人税等合計	1,040,144	1,699,291
当期純利益	1,800,154	2,869,311

(3) 【株主資本等変動計算書】

第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本合計
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
		繰越利益 剰余金			
当期首残高	2,000,000	388,426	5,352,625	5,741,052	7,741,052
当期変動額					
剰余金の配当		55,186	607,051	551,864	551,864
当期純利益			1,800,154	1,800,154	1,800,154
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					

当期変動額合計	-	55,186	1,193,103	1,248,290	1,248,290
当期末残高	2,000,000	443,612	6,545,729	6,989,342	8,989,342

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	105	105	7,741,157
当期変動額			
剰余金の配当			551,864
当期純利益			1,800,154
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,109	1,109	1,109
当期変動額合計	1,109	1,109	1,249,400
当期末残高	1,215	1,215	8,990,558

第29期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				株主資本合計
	資本金	利益剰余金			
		利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	2,000,000	443,612	6,545,729	6,989,342	8,989,342
当期変動額					
剰余金の配当		56,387	964,173	907,786	907,786
当期純利益			2,869,311	2,869,311	2,869,311
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	56,387	1,905,137	1,961,524	1,961,524
当期末残高	2,000,000	500,000	8,450,867	8,950,867	10,950,867

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,215	1,215	8,990,558
当期変動額			
剰余金の配当			907,786
当期純利益			2,869,311
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	593	593	593
当期変動額合計	593	593	1,962,118
当期末残高	1,809	1,809	10,952,676

重要な会計方針

第29期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価を把握することが極めて困難と認められるもの 移動平均法による原価法</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法、少額固定資産(取得価格が10万円以上20万円未満の資産)については3年間で均等償却する方法を採用しております。</p> <p>(2) 長期前払費用 定額法</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、期末自己都合退職金要支給額を退職給付債務とする簡便法を採用しております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>
4. 消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(表示方法の変更)

第29期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	
<p>「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を当事業年度より適用し、(退職給付関係)注記の表示方法を変更しております。</p> <p>退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、(退職給付関係)の注記の組替えは行っていません。</p>	

注記事項

(貸借対照表関係)

第28期 平成25年3月31日現在	第29期 平成26年3月31日現在
* 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	* 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

建物	103,012千円	建物	120,594千円
器具備品	418,700千円	器具備品	469,967千円
* 2. 関係会社に対する主な資産・負債		* 2. 関係会社に対する主な資産・負債	
区分掲記した以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。		区分掲記した以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。	
未払金	709,361千円	未払金	794,751千円
(うち支配株主に対するもの)	142,986千円	(うち支配株主に対するもの)	155,421千円
(うち子会社に対するもの)	150,208千円	(うち子会社に対するもの)	160,782千円
(うち関連会社に対するもの)	416,166千円	(うち関連会社に対するもの)	478,547千円

(損益計算書関係)

第28期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	第29期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日		
* 1. 関係会社との主な取引高は次のとおりであります。	* 1. 関係会社との主な取引高は次のとおりであります。		
給与・手当	531,681千円	給与・手当	358,249千円
委託調査費	1,737,827千円	委託調査費	2,404,496千円
受取配当金	145,225千円	受取配当金	199,477千円
		匿名組合投資利益	166,010千円

(株主資本等変動計算書関係)

第28期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	平成24年4月1日 現在	増加	減少	平成25年3月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成24年6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	551,864千円
(ロ) 1株当たり配当額	14,409円
(ハ) 基準日	平成24年3月31日
(ニ) 効力発生日	平成24年6月27日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成25年6月28日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	907,786千円
(ロ) 配当の原資	利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	23,702円
(ニ) 基準日	平成25年3月31日
(ホ) 効力発生日	平成25年6月28日

第29期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	平成25年4月1日 現在	増加	減少	平成26年3月31日 現在

普通株式	38,300	-	-	38,300
------	--------	---	---	--------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成25年6月28日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	907,786千円
(ロ) 1株当たり配当額	23,702円
(ハ) 基準日	平成25年3月31日
(ニ) 効力発生日	平成25年6月28日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成26年6月30日の定時株主総会において、次のとおり配当を提案する予定であります。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	804,759千円
(ロ) 配当の原資	利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	21,012円
(ニ) 基準日	平成26年3月31日
(ホ) 効力発生日	平成26年6月30日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

第28期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	第29期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
<p>(1) 金融商品に対する取組方針 当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資産の運用に際しては、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク 営業債権である未収収益は顧客の信用リスクに晒されており、未収委託者報酬は市場リスクに晒されております。投資有価証券は、主にファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。 営業債務である未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク 未収収益については、管理部門において取引先ごとに期日及び残高を把握することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。 市場リスク 未収委託者報酬には、運用資産の悪化から回収できず当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績からリスクは僅少であると判断しております。 投資有価証券については、管理部門において定期的に時価を把握する体制としております。 流動性リスク 当社は、日々資金残高管理を行っており流動性リスクを管理しております。</p>	<p>(1) 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク 同左 市場リスク 同左 流動性リスク 同左</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

第28期(平成25年3月31日現在)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金・預金	6,753,091	6,753,091	
(2)未収委託者報酬	1,616,237	1,616,237	
(3)未収収益	2,117,109	2,117,109	
(4)未収入金	153,977	153,977	
(5)投資有価証券 その他有価証券	19,427	19,427	
(6)敷金	291,959	218,507	73,451
(7)未払金	(1,569,259)	(1,569,259)	

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

第29期(平成26年3月31日現在)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金・預金	9,147,830	9,147,830	
(2)未収委託者報酬	1,825,261	1,825,261	
(3)未収収益	2,410,705	2,410,705	
(4)未収入金	132,243	132,243	
(5)投資有価証券 その他有価証券	30,243	30,243	
(6)敷金	285,857	220,934	64,923
(7)未払金	(1,745,028)	(1,745,028)	

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

第28期 平成25年3月31日現在	第29期 平成26年3月31日現在
(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬(3)未収収益並びに(4)未収入金及び(7)未払金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。	(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬(3)未収収益並びに(4)未収入金及び(7)未払金 同左
(5)投資有価証券 時価の算定方法につきましては「重要な会計方針」の「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(5)投資有価証券 同左
(6)敷金 当社では、敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当該建物の残存耐用年数を加味した利率で割り引いた現在価値より算定しております。	(6)敷金 同左

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

第28期 平成25年3月31日現在	第29期 平成26年3月31日現在

以下については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。		以下については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。	
(単位：千円)		(単位：千円)	
	貸借対照表計上額		貸借対照表計上額
子会社株式	221,595	子会社株式	221,595
関連会社株式	32,747	関連会社株式	32,747
その他の関係会社 有価証券	31,200	その他の関係会社 有価証券	31,200

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

第28期 平成25年 3月31日現在	第29期 平成26年 3月31日現在
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。	同左

(注4) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第28期 平成25年 3月31日現在			第29期 平成26年 3月31日現在		
(単位：千円)			(単位：千円)		
	1年以内	1年超		1年以内	1年超
預金	6,752,981		預金	9,147,754	
未収委託者報酬	1,616,237		未収委託者報酬	1,825,261	
未収収益	2,117,109		未収収益	2,410,705	
未収入金	153,977		未収入金	132,243	
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの		1,000	投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの		8,000
合計	10,640,305	1,000	合計	13,515,964	8,000

(有価証券関係)

第28期 平成25年 3月31日現在	第29期 平成26年 3月31日現在
<p>1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式221,595千円、関連会社株式32,747千円)並びにその他の関係会社有価証券(貸借対照表計上額 31,200千円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。</p> <p>2. その他有価証券</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p>	<p>1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式221,595千円、関連会社株式32,747千円)並びにその他の関係会社有価証券(貸借対照表計上額 31,200千円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。</p> <p>2. その他有価証券</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p>

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額	区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの証券投資信託	16,177	14,138	2,038	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの証券投資信託	21,801	18,500	3,301
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの証券投資信託	3,250	3,400	149	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの証券投資信託	8,441	8,931	490
合計	19,427	17,538	1,888	合計	30,243	27,431	2,811
3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当事項はありません。				3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 同左			

(退職給付関係)

第28期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	
1. 採用している退職給付制度の概要	退職一時金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。
2. 退職給付債務に関する事項	
退職給付債務	137,928千円
退職給付引当金	137,928千円
3. 退職給付費用に関する事項	
勤務費用	39,545千円
確定拠出年金への掛金支払額	30,545千円
退職給付費用	70,091千円
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	退職給付債務の計算は簡便法を採用しており、確定拠出年金部分を除く退職給付費用は「勤務費用」に計上しております。

第29期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	
1. 採用している退職給付制度の概要	<p>当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。</p> <p>退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。</p> <p>なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。</p>
2. 確定給付制度	

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付引当金の期首残高	137,928千円
退職給付費用	35,716千円
退職給付の支払額	32,406千円
制度への拠出額	-
<u>退職給付引当金の期末残高</u>	<u>141,238千円</u>
(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	-
年金資産	-
	-
非積立型制度の退職給付債務	141,238千円
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>141,238千円</u>
退職給付引当金	141,238千円
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>141,238千円</u>
(3) 退職給付費用	
簡便法で計算した退職給付費用	35,716千円
3. 確定拠出制度	
当社の確定拠出制度への要拠出額は、34,861千円であります。	

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第28期 (平成25年3月31日現在)	第29期 (平成26年3月31日現在)
繰延税金資産		
役員退職慰労引当金	11,813千円	13,315千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	49,157千円	50,337千円
未払金	5,774千円	3,918千円
賞与引当金損金算入限度超過額	72,948千円	66,092千円
未払法定福利費否認	8,973千円	8,886千円
未払事業所税否認	3,438千円	2,989千円
未払事業税否認	50,026千円	86,596千円
未払調査費	46,965千円	37,384千円
ソフトウェア償却超過額	54,426千円	51,350千円
敷金償却費	8,223千円	10,398千円
未払確定拠出年金	982千円	1,084千円
未払費用	774千円	1,583千円
繰延税金資産小計	313,504千円	333,937千円
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	313,504千円	333,937千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	673千円	1,002千円
その他	3千円	-
繰延税金負債合計	677千円	1,002千円
繰延税金資産の純額	312,827千円	332,935千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第28期 (平成25年3月31日現在)	第29期 (平成26年3月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	同左

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は16,009千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(セグメント情報等)

第28期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	第29期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
<p>[セグメント情報]</p> <p>当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。</p> <p>当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。</p> <p>[関連情報]</p> <p>1. 製品及びサービスごとの情報 単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 地域ごとの情報 (1) 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 (2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>3. 主要な顧客ごとの情報 当社は、単一の外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。</p>	<p>[セグメント情報]</p> <p>同左</p> <p>[関連情報]</p> <p>1. 製品及びサービスごとの情報 同左</p> <p>2. 地域ごとの情報 (1) 営業収益 同左 (2) 有形固定資産 同左</p> <p>3. 主要な顧客ごとの情報 同左</p>

(関連当事者情報)

第28期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等
重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有 割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	TOKIO MARINE ROGGE ASSET MANAGEMENT LIMITED	英国・ London	300千	金融商品 取引業	(所有) 直接50%	運用の 再委任 役員 の 派遣	委託 調査費 の支払	1,428,822	未払金	416,166

(注) * 取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

* 取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
重要な取引はありません。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社(東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場)
東京海上日動火災保険株式会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報
重要な関連会社はありません。

第29期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等
重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有 割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	TOKIO MARINE ROGGE ASSET MANAGEMENT LIMITED	英国・ London	300千	金融商品 取引業	(所有) 直接50%	運用の 再委任 役員 の 派遣	委託 調査費 の支払	1,979,812	未払金	478,547

(注) * 取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

* 取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
重要な取引はありません。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

東京海上日動火災保険株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

(1株当たり情報)

	第28期	第29期
	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
1株当たり純資産額	234,740円42銭	285,970円67銭
1株当たり当期純利益金額	47,001円44銭	74,916円74銭
	(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。	(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。
	(注)2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。	(注)2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。
	当期純利益 1,800,154千円	当期純利益 2,869,311千円
	普通株主に 帰属しない金額 -	普通株主に 帰属しない金額 -
	普通株式に係る 当期純利益 1,800,154千円	普通株式に係る 当期純利益 2,869,311千円
	期中平均株式数 38,300株	期中平均株式数 38,300株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

提出日現在、訴訟事件その他委託会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実、及び重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・名称 三菱UFJ信託銀行株式会社
- ・資本金の額 324,279百万円（平成26年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考情報：再信託受託会社の概要>

- ・名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・資本金の額 10,000百万円（平成26年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額（ ）	事業の内容
株式会社百十四銀行	37,322百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社広島銀行	54,573百万円	
株式会社北洋銀行	121,101百万円	
株式会社武蔵野銀行	45,743百万円	
東京海上日動火災保険株式会社	101,994百万円	保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。

（ ）平成26年3月末日現在

2【関係業務の概要】

受託会社は、信託財産の保管・管理等を行います。また、当ファンドにかかる信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

販売会社は、募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払い等を行います。

3【資本関係】

東京海上日動火災保険株式会社は、委託会社の株式の100%を直接保有しており、親会社となっております。

第3【参考情報】

当計算期間において、当ファンドに係る以下の書類を関東財務局長宛に提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券報告書	平成26年4月22日

独立監査人の監査報告書

平成26年6月4日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社（旧会社名 東京海上アセットマネジメント投信株式会社）の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社（旧会社名 東京海上アセットマネジメント投信株式会社）の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年9月3日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上・為替参照利回り変動型ファンド2011-07の平成26年1月23日から平成26年7月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上・為替参照利回り変動型ファンド2011-07の平成26年7月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。